

令和元年度第1回山形県公共調達評議委員会審議概要

- 1 開催日時： 令和元年10月30日（水）13:15～14:30
- 2 会 場： あこや会館地階会議室「べにばな」
- 3 出席者： 委 員 五十嵐委員、遠藤委員、楠 委員、澁谷委員、高橋委員

県・事務局 角湯県土整備部長、建設企画課長など11名

- 4 議事
 - (1) 建設工事関連
 - ① 入札・契約制度の見直しスケジュールについて
 - ② 建設工事及び建設工事関連業務委託の入札契約制度改善の取組状況と今後の方向性について
 - ③ 令和2年度入札契約制度見直し検討項目（案）について
 - (2) その他

5 審議経過

(1) 建設工事関連について

①入札・契約制度の見直しスケジュールについて【資料1】

質問・意見なし

②建設工事及び建設工事関連業務委託の入札契約制度改善の取組状況と今後の方向性について【資料2】

委員	「一般競争入札の試行拡大」の「A～Bレベルで1～2件の試行」の令和元年度実績は。
県	令和元年度4～7月までに、総合評価方式による発注27件中11件が一般競争であった。
委員	この27件は県内向けだったのか。
県	1千万円以上のAランク向け設計業務が主で、その中には「優先指名」も含まれている。
委員	「(5) 土木コンサル県内業者優先指名の実施状況」の「令和元年度5件」はどのレベルであったのか。
県	レベル毎には把握していない。
委員	「債務負担工事の拡大」とあるが、繰越工事についてはどのようなスタンスか。
県	国土交通省、財務当局からも今般の災害復旧等を踏まえ、積極的に活用するようにとの指導もあるので増やしていく方向。
委員	週休二日等が増えてくると工期が伸びるため、繰越は必ず必要と考える。
委員	国は今年度、低入札価格調査基準を引き上げた。県は平成29年6月に引上げし3年経っており引上げが必要と考える。

③令和2年度入札契約制度見直し検討項目について【資料3】

委員	<p>No.5について。「顕彰歴」の項目追加は必要であると思う。</p> <p>建設工事の場合、評価は過去2年間であるが、業務委託も同様なのか。</p> <p>1年間に表彰される会社の数や特定な会社に集中することが無いようにすることなどに注意が必要。</p> <p>表彰者を増やすことや期間を伸ばすことなど検討すべきと考えるがどうか。</p>
県	<p>今のところ、建設工事が2か年なので、同様にしたいと考えている。</p> <p>なお、表彰件数については検証してみたい。</p>
委員	<p>資料3参考資料の業務委託の③「県土整備部災害協定以外の山形県との協定」とは何か。また「業務実施箇所以外」とはどこを指すのか。</p>
県	<p>「県土整備部業務災害協定以外の協定」とは、農林水産部等との協定を想定している。</p> <p>「業務実施個所以外」での実施については、県内の7ブロックをエリアとして、各ブロック外での実施を想定している。</p>
委員	<p>災害協定の評価について、例えば、この度の台風19号の災害では、福島県と宮城県で大変な被害があり、協定に基づく支援要請だけでなく、発災当初から様々な活動を実施している企業がある。また、国・県等からも「災害復旧優先」との通知があり、その対応等も行っている。一方で、降雪期前の通常業務も止めることもできず、仕事が重複し、やりくりしに苦慮する現状となっている。</p> <p>また、来年度から残業規制も始まり、会社では業務量を抑えることとなるが、企業は板挟みとなっている。そうした中、活動実績がなくとも評価されるようになると、協力しない会社が出てくる懸念もある。ある程度、実際の協力の動機付けになるような配慮も必要と思う。</p>
委員	<p>「活動実績を削除する」の部分を考え直す必要があるということか。</p>
委員	<p>「あり・なし」だけでなく、会員が積極的に協力すれば次につながるような仕組みの検討が必要と思う。</p>
県	<p>災害に基づく業務と協定に基づく業務は切り離して考える必要がある。</p> <p>協定を結んでいることはしっかり評価する必要があると考えている。</p> <p>また、協定に基づく業務に関しては、しっかりと協力をしていただく必要があり、そこを評価したい。事務局案の見直しの方向性で</p>

	やらせていただきたい。
委員	協定に基づく業務に協力するのは当然である。 災害に基づく業務に対し何が出来るか研究してほしい。
県	今回の改正とは別に、その様な視点に基づき、例えば、災害査定など災害に関する業務に多く携わっていただくなどの貢献があった場合に、建設工事の除雪のように、協定とは別に「地域貢献」で項目を設けるなど、どのような評価ができるか検討してみたい。
委員	No.7の随意契約での対応とする「一定規模を超える災害」の考え方は。
県	現時点では、県内7ブロック管内で対応できないものといったイメージ。 また、発災時期により対応が差し迫った場合などを想定している。
委員	資料3参考資料の業務委託の④「地域貢献活動（ボランティア等）」とはどういったものを指すのか。
県	ボランティアは、道路の美化、河川の美化、歩道の除雪など県の施設の維持管理に関する無償の活動をいう。
委員	働き方改革の中で、何を優先するか企業の悩みの一つ。 確かにこうした活動の評価はしなければならないと思う。
委員	No.7の随意契約について、できる限り恣意性が働かないように指針を定めることは理解できる。 しかし、災害の場合はそうはいってられない事情も想定できる。きちんとした説明ができるかがポイントだが、個人的には、むしろ柔軟にしたほうが良いと考える。 特に「一定規模」について「原則」にしてしまうと、特別なケースに際し説明責任を果たすことが困難になるなど、運用のハードルを意図せず上げることになることもあるため、例外を使いやすくする仕組みも必要。 随意契約については、法律上も「緊急性に応じた対応の場合」や「競争入札に付することが不利な場合」など、できる場合の範囲は広い。災害が多く発生している中、規定で例外を強調することも視点として重要。
県	災害対応は緊急性があるものの、これまで随意契約で行うところまで踏み込めなかった。 委員の御意見のように、例外を認める方向性も含めて詰めていきたい。

委員	【工事関係】、【業務委託関係】、【共通事項関係】の見直しの方向性について、この方向性で詰めていくことでよろしいか。
委員	異議なし
委員	令和2年度の方向性としてはご了承をいただいた。委員の皆様からいただいた意見を参考にして、今後の作業を進めていただきたい。

(2) その他について

委員	<p>台風19号について、山形県内でも河川の氾濫が起こっており、東日本にも台風が直撃する事例が起こるようになってきている。</p> <p>これまで山形県では、過去の東日本の降水データを入力して河川整備を行ってきたが、元々台風の影響を多く受けてきた西日本とは基準が違っている。</p> <p>今後、西日本の基準と同様のデータも取り入れて頑丈な施設整備をお願いしたい。</p>
県	<p>これは大きな話。これまで東日本と西日本で雨の降り方が違っていた。</p> <p>昨今の豪雨災害の激甚化傾向もあるので、国土交通本省での議論の推移も踏まえながら考えてまいりたい。</p>

以上